

◎新潟県告示第562号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、都市計画の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成30年5月11日

新潟県知事職務代理者

新潟県副知事 高 井 盛 雄

- 1 変更に係わる都市計画の種類及び名称  
種類 新潟都市計画地区計画（新潟市決定）  
名称 豊栄駅北地区地区計画
- 2 縦覧の場所  
新潟県土木部都市局都市政策課